

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和3(2021)年12月22日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「今年最後の公安委員会であり、まとめのコメントを考えていたが、この1週間で大きな事件やニュースが続いたことから、3点ほどに絞って話をさせていただきたい。1点目は、大阪での放火殺人事件について。事件の第一報を聞いたとき『京都アニメーション』の事件を思い出した。ガソリンだと思われるが、建物内で火を点けられればもはや逃げようがないのだと思った。色々と事実が明らかになるにつれて思うのは、先日の京王線車内の事件の際にも述べたが、自分の身を守るということを日頃から意識しなければならないということである。大阪の事件では意識しても助かるものではなかったのかもしれないが、例えば雑居ビルに入る際に避難経路を確認しておくなど、自分の身を守る行動が必要だと思っている。2点目は、三陸沿岸道路の全線開通について。産業経済の面で大きな効果をもたらすと言われているが、県警察では先ずもって、交通安全の確保に十分力を注いでいただきたい。本日昼のニュースで、早速、可搬式オービスでの速度抑制対策を実施した様子が報道されていた。交通量の増加で大事故が発生する可能性が高まる。また、沿岸の各警察署で話を聞けば、旧道の交通量が空いてくると、そちらで速度を上げて走る車が出てくるとも聞く。それらの対策をお願いしたい。3点目は、昨日、政府から発表された、千島海溝や日本海溝を震源域とする大規模地震による被害想定について。地震の規模に関しては既に昨年発表され、公安委員会でも話題が出たかと思うが、昨日は、東日本大震災津波を上回る死者数の想定が発表された。注目したことが2つあり、一つは、8割という数字も示されていたが、早期の避難ができれば相当の被害の減少に繋がるとの分析であり、警察として住民の避難行動にどう関わるかということ。もう一つは、東日本大震災も3月であったが、1月、2月では低体温症で亡くなる方が相当数に上る可能性がある。発災直後、一刻を争う状況での人命救助において、どのような体制でどう取り組むのかということであった。いずれも既に県や市町村が中心になり計画を立て、訓練も行われていると思うが、実際に地震が発生し津波が来る場面で、警察署、あるいは個々の警察官がどう対応するのかについて、引き続き訓練を重ねていただきたい。驚くような数字が発表されたが、是非、東日本大震災の被害を上回らないように尽力していただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 令和3年県議会12月定例会の開催状況について

警察本部から、「県議会12月定例会は、本年11月25日から12月8日まで14日間の会期で行われ、警察本部関係の議案は、議案第11号の条例改正1件であった。このほか、知事専決処分報告第1号の公用車事故報告として、警察本部から2件報告した。一般質問は、12月1日からの3日間行われ、警察本部に対しては1人の議員から、再質問の場で質問がなされ、警察本部長が答弁した。議員から、災害時における関係機関相互の連携について質問があり、市町村とのヘリテレ映像の共有について検討していく旨答弁している。なお、議案に対する質疑について、警察本部に対する通告はなかった。総務委員会において、警察本部関係の議案として、先の条例議案が審査され、審査の過程においては、2人の委員から『クロスボウの入手方法等について』、『射撃練習資格等について』の質疑がなされ、生活安全部長が答弁を行い、審査の結果採択とされた。また、『この際質疑』について、警察本部に対する通告はなかった。」旨の報告があった。

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和3年11月末現在）

警察本部から、「警察あて苦情の受理・処理状況について、本年11月中の受理は6件であり、内容は警察官等の言動に関するもの、パトカー等の走行等に関するものなどで、受理態様は電話、来訪であった。また、9月中における処理は5件であった。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「公用車運転の適否の判断に関しては、ドライブレコーダーが効果的だと思っている。県警察でも公用車への設置を進めていると認識しているが、いかがか。」

→本部発言

「2、3年前から機器の購入、設置を進めている。」

《 委員発言 》

「記録に残ることで、適正ではなかった場合の見直しもできる効果もある。あるいは、適正に職務を執行する職員を守るため、予算がかかるとしても、一気にこういう手立てをしておくことは大事だと感じた。」

「苦情申出者の方が興奮する中で、警察官が冷静に対応すれば、外形的にも職務執行の適切さがわかりやすく、非常に良い。当たり前のこととして特に教養、周知されてないのかもしれないが、冷静な対処について、あらためて職員に周知していただきたい。」

【生活安全部議題】

○ 青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部改正について

警察本部から、「本条例は『テレクラ条例』とも呼ばれ、性風俗関連特殊営業を青少年が利用することを誘発・助長する行為など、『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関

する法律』では規制できない、青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止を図ることを目的としており、利用カードの販売制限、広告及び宣伝の規制、勧誘等の禁止、違反広告物に対する除去等あるいは罰則について規定している。今回の条例改正は、第2条第1号の、青少年の定義における成年擬制の部分について、民法の一部改正に伴い、文言を削除するものである。平成30年民法改正により、女性の婚姻可能年齢が満16歳から満18歳に引き上げられるとともに、成年擬制、つまり、婚姻により成年に達するとみなされる旨の規定が削除され、令和4年4月1日に施行されることとなったことから、条例にある成年擬制の文言を削除する。なお、同法改正附則により、法施行日に16歳以上18歳未満である女性については、父母の同意を得て婚姻を可能とする経過措置が設けられ、施行後においても経過措置の適用対象となる者が令和6年3月末まで存在することから、本条例も同様に、附則による経過措置を設ける。施行期日は改正民法と同じく、令和4年4月1日を予定している。」旨の説明があり、決裁した。

【刑事部議題】

○ 現場鑑識競技会の実施結果について

警察本部から、「去る12月1日、岩手県警察学校において開催した、現場鑑識競技会の実施結果は、優勝が大船渡警察署、準優勝が花巻警察署、第3位が盛岡西警察署であった。本競技会は、警察官の現場鑑識技術の向上と初動捜査の高度化に資することを目的として実施するもので、平成19年度からは隔年開催、平成26年度からは毎年開催しており、今回が通算12回目になる。出場者は各警察署1チーム3名のうち、拝命から5年以内の若手地域警察官1名を入れることを条件としている。出場者48名の平均年齢は29.8歳、女性警察官は14名で約30%を占める。競技内容は、平素発生する可能性が高い住宅侵入窃盗、いわゆる空き巣事件を題材として、実際の現場鑑識活動に即した内容を90分で実施させ、活動における現場観察、現場保存、各種資料採取及び立証措置等が適正であるかを審査した。表彰は、1位から3位の警察署に出向いて直接、出場選手に授与した。また、本年受賞できなかった署においては『振り返り』を行わせ、今後の活動に資する指導教育ができ、所期の目的は達せられたものと考えている。引き続き若手を重点としつつ、組織全体の技能向上のため所要の施策を推進する。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「3人1組のチーム編成の条件にある、『専務員を1名以上入れる』ことの意図は何か。」

→本部発言

「地域警察官と専務警察官の連携は現場活動で非常に重要である。チームが若手や地域警察官に偏ることなく、また、各署において専務と地域警察官を連携をさせる目的で、必ず専務警察官を1名、チームに入れるという条件にしている。」

《 委員発言 》

「公安委員も数年前までは鑑識競技会を見学していたが、コロナ禍もあり、最近はその機会がない。実際の鑑識活動をなかなか見る機会がないことから、可能であれば是非、来年は招待していただきたい。」

→本部発言

「昨年新型コロナウイルス感染対策から、各警察署に課題を与え、それを審査員がリモートで確認するという、過去に例のない大会を開催した。今年も、選手と審査員以外の者をできるだけ会場に入れず方式で実施した。コロナ禍の状況を見ながらではあるが、是非、公安委員にも御覧いただき業務への御理解を深めていただくために、趣旨を踏まえて引き続き開催したい。」

【交通部議題】

○ 三陸縦貫自動車道における可搬式速度違反自動取締装置（可搬式オービス）を活用した速度抑制対策実施について

警察本部から、「三陸沿岸道路における速度抑制対策の新たな取組として、本日、可搬式オービスを活用した速度取締りを実施した。三陸沿岸道路は12月18日をもって全線開通し、交通量増加が予想されることから『見せる取締』によるドライバーへの注意喚起や、マスコミを活用した広報啓発等による交通事故抑止を図る目的で、本日午前10時から午後零時まで、宮古市津軽石地内のパーキングで実施したもの。現場からは、路線の速度規制が80km/hのところ、付近の実勢速度は概ね70km/hだったとの報告があり、通行車両の運転手が速度取締を意識し、車両の速度を抑えたと思われる。可搬式自動速度取締は、機器によりその場で車両の速度計測と撮影を行い、違反車両と運転者を特定後、運転者を呼び出して道路交通法違反で検挙するものである。なお、可搬式オービスの高速道路での活用は、東北管内では初の試みとなる。今後も活用を進めたいところではあるが、冬期間は凍結路面での急ブレーキ等、交通事故の発生が懸念されることから、道路状況を見ながら継続して効果的活用を図り、速度抑制と道路利用者の安全意識を高めて交通事故の抑止に努める。また、冒頭での委員の発言のとおり、高速道路に限らず、旧道の対策も併せて実施していきたい。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「東北自動車道では固定式オービスが多く、速度の抑制に効果をもたらしていると思う。今後は三陸沿岸道路等の様々な路線で、可搬式オービスを活用していただきたい。」

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁
改正道路交通法の概要及び関連する条例等の改正についての報告

○ 県民課

令和3年度岩手県警察署協議会連絡会の開催についての説明、決裁

○ 監察課

運転免許取消処分取消請求事件に係る準備書面等の提出についての説明、決裁
監察課業務報告

○ 交通企画課

令和4年交通事故死者数の抑止目標についての説明、決裁

○ 交通規制課

災害対策基本法に基づく緊急交通路についての報告

○ **総務課**

公安委員会あて行政文書部分開示請求に係る部分開示決定の通知についての説明、決裁

公安委員会あて苦情の処理についての説明、決裁

公安委員会あて苦情の受理についての説明、決裁